



ふくろっただより

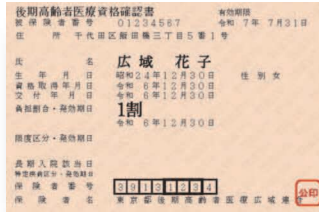
【発行】豊島区 区民部 高齢者医療年金課

令和7年(2025年)7月発行

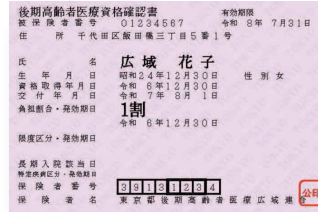
後期高齢者医療資格確認書が新しくなります

令和7年8月1日から使用できる資格確認書を7月下旬に、加入者のすべての方へ送付します。

現在お持ちの資格確認書 (オレンジ)



7月下旬発送 (藤色)



医療機関等を受診する際は、マイナ保険証(保険証として利用登録したマイナンバーカード)または、後期高齢者医療資格確認書をご提示ください。なお、従来(紙)の被保険者証は、令和7年7月31日までの有効期限となります。

後期高齢者医療保険料の所得控除(社会保険料控除)について

後期高齢者医療保険料は、所得税および住民税の申告で所得控除の対象となります。申告の際は以下をご確認ください。

- 年金からの引き落とし分** 日本年金機構や共済組合などから郵送される「公的年金等の源泉徴収票」。
 - 口座振替引き落とし分** 「口座振替収納済額のお知らせ」(12月送付)もしくは通帳。
 - 納付書で支払った分** 領収証書。ただし、スマートフォンで納付した場合、領収証書は発行されません。
- なお、遺族年金や障害年金から引き落としがされている方は「公的年金等の源泉徴収票」は郵送されませんので、後期高齢者医療グループ保険料担当へお問い合わせください。
- ※年の途中で支払方法が変更になった方は、それぞれの支払方法による保険料をご確認ください。

便利な口座振替をご利用ください

毎月納めに行く手間がかからず、納め忘れがなく安心です。届出印がなくても区の窓口でキャッシュカードを読み取り、暗証番号を入力することで、口座振替の申し込みができる場合があります。詳しくは後期高齢者医療グループ保険料担当までお問い合わせください。

保険料のお支払いにお困りの方へ

経済的な理由により期限までに納付することが難しいときは、必ず整理収納グループにご相談ください。

保険料の減免について

災害等により大きな損害を受けたなど納付が困難な場合は、申請により保険料が減免となる場合があります。後期高齢者医療グループ保険料担当へお問い合わせください。

長寿健診を受けましょう(実施時期:8月1日~11月30日 ※予備期間:12月1日~翌年1月31日)

後期高齢者医療の被保険者の方は1年に1回、無料で健診を受けることができます。対象の方には例年7月末頃に受診券を送付しています。

健診の問い合わせ先 地域保健課 電話 03-3987-4660(直通)

⚠ 還付金詐欺にご注意ください 保険料還付手続きで、現金自動預け払い機(ATM)の操作をお願いすることは絶対にありません。

【問い合わせ先】

豊島区 区民部 高齢者医療年金課

※平日午前8:30~午後5:00

SDGs 未来都市としま

後期高齢者医療グループ

保険料担当

電話 03-3981-1937(直通)



整理収納グループ

資格担当

電話 03-3981-1332(直通)

納付相談

電話 03-3981-1459(直通)

FAX 03-3980-5015

令和7年度の後期高齢者医療保険料額が決まりました

保険料は一人ひとりにかかります

保険料の計算方法

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{被保険者1人あたり} \\ \text{47,300円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{賦課のもととなる} \\ \text{所得金額} \times 9.67\% \\ \text{(所得割率)} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{年間保険料額} \\ \text{(100円未満切捨て)} \\ \text{限度額80万円} \end{matrix}$$

- ◎ **賦課のもととなる所得金額**とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。
- ◎ 後期高齢者医療保険料には、**均等割額と所得割額の軽減措置があります**。詳細は同封の後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書の裏面をご覧ください。

保険料の納め方には、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りがあります。

特別徴収

年金からの引き落とし

対象となる方

①②の条件を満たす方が対象です。毎年判定をおこない、対象となりましたら、自動的に特別徴収に切り替わります。

- ① 公的年金(介護保険料が引かれている年金)の受給額が年額18万円以上
- ② 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、1回あたりに受け取る公的年金額の2分の1以下

普通徴収

口座振替または納付書による納付

口座振替の方

引き落とし日は、毎月末日(土・日・祝日の場合は翌営業日)です。

▶ 口座振替手続き済みの方は、ご指定の口座から引き落としとなります。希望される場合は申し込みが必要です。

納付書払いの方

納期限は、毎月末日(土・日・祝日の場合は翌営業日)です。

■ 窓口での納付の場合

金融機関・コンビニエンスストア等で納付できます。

■ スマートフォンによる納付の場合

右記2次元コードよりご確認ください。

▶ 令和7年度は 4月、7月、10月、12月に3か月分ずつ送ります。



保険料額決定(変更)通知書の見方

※保険料額決定(変更)通知書は再交付できません。

会社の健康保険など(国保・国保組合を除く)の被扶養者だった方は、所得割額が当面の間かかりません。また、均等割額が軽減されます。

① 賦課のもととなる所得金額

令和6年中の総所得金額等 — 基礎控除額 で計算します。

●おもて面の「保険料の計算方法」をご覧ください。

④ ⑦ 保険料の軽減

総所得金額等により、保険料を軽減しています。
保険料についての詳細は、後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書の裏面4~6及び「後期高齢者医療制度の保険料について」P.2をご覧ください。

見本

後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書

東京都後期高齢者医療広域連合長

公印

お問い合わせの際は、「被保険者番号」をお知らせください。

被保険者番号
01234567

●特別徴収(年金からの引き落とし)
特別徴収の方はこちらの年金種別から引き落としいたします。

<所得割額>			
① 賦課のもととなる所得金額 600,000	② 所得割率(%) 9.67	③ 所得割額(①×②) (12か月分) 58,020	④ 所得割軽減額 (12か月分) 0
<均等割額>			
⑤ 均等割額(12か月分) 47,300	⑥ 均等割軽減割合 2割	⑦ 均等割軽減額(12か月分) 9,460	
<年間保険料額>			
⑧ 算出額の合計(③+⑤) 105,320	⑨ 限度超過額 0	⑩ 年間保険料額 (⑧-⑨-④-⑦) 95,860	⑪ 月数 12
		⑫ 月割減額 0	⑬ 保険料額(円) (⑩+⑫-④-⑦) 95,800 <small>(100円未満切り捨て)</small>
<後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。>			
⑭ 均等割額 (12か月分)	⑮ 均等割軽減割合	⑯ 均等割軽減額 (12か月分)	⑰ 年間保険料額 (⑭-⑮)
			⑱ 月数
			⑲ 月割減額

後期高齢者医療保険料を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名	豊島 太郎	賦課決定(変更)年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
被保険者番号	01234567	賦課年度	令和〇〇年度
決定(変更)理由	保険料額を決定しました		

後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収通知書

豊島区長

公印

次のとおり、保険料をお知らせします。

被保険者氏名	豊島 太郎	送付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
被保険者番号	01234567	性別	男
		生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
徴収方法	年金、口座	決定(変更)理由	保険料額の決定(本算定)のため

◎特別徴収 [年金からの引き落としで保険料を納付]
※ 手続きは豊島区で行います。

年金保険者	厚生労働大臣
対象となる年金	老齢基礎年金

◎普通徴収 [納付書または口座振替による引き落としで保険料を納付]
※ 口座引き落とし日は毎月末日(土・日・祝日の場合は翌営業日)です。

金融機関名	△△銀行
支店名	〇〇支店

<期別保険料額>

期別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	総合計
特別徴収	*****		*****		*****		16,100		15,900		15,900		47,900	95,800
普通徴収	6,700	6,700	6,700	9,400	9,200	9,200	*****	*****	*****	*****	*****	*****	47,900	

●お問い合わせ先 豊島区 区民部 高齢者医療年金課 電話 03-3981-1937 (直通) (平日 午前 8:30~午後 5:00) FAX 03-3980-5015

●東京都後期高齢者医療広域連合の保険料計算月数です。
電話 0570-086-519 (平日 午前 9時~午後 5時)
P.H.S・I.P 電話などは 03-3222-XXXX
※ 具体的な保険料額などの個人情報を含む内容にはお答えできません。

⑬ 東京都広域連合の令和7年度保険料額です。
令和6年中の所得金額の合計に基づいて計算した保険料額です。

b 都内他自治体分保険料
年度の途中に、都内の区市町村から豊島区へ転入された場合は、転入前の区市町村の保険料額を、都内の区市町村に転出された場合は、転出後の区市町村の保険料額を示しています。

c 豊島区分保険料額
豊島区の被保険者加入期間分の保険料額です。

●期別保険料額
納付いただく保険料額を徴収方法ごとに納付月に記載しています。

●普通徴収(納付書納付または口座振替)
口座振替の方は、金融機関名・支店名が表示されます。

●翌年度特別徴収仮徴収額のご案内
令和8年度4、6、8月分の年金から引き落としされる保険料額です。

<年間保険料額>		
a 年間保険料総額 95,800	b 都内他自治体分保険料 (年度途中で資格を得た場合等) 0	c 豊島区分保険料額(円)(a-b) 95,800
備考欄		
<翌年度特別徴収仮徴収額>		
※ 2月期が特別徴収となっている方は、翌年度4~8月の年金支払時に、仮徴収として右記の保険料額を年金から引き落とします。		
	4月	6月
	15,900	15,900
	8月	15,900